

現行の基本方針

目標

震災以前の安全・安心な
みやぎの再生

基本的視点

- きめ細かなモニタリングの継続
- 汚染、風評被害、損害への十分な対応
- 放射線・放射能に関する正しい知識の普及・啓発

個別取組方針及び主な内容

第1 放射線・放射能の監視・測定

1 放射線量率のモニタリング

- モニタリングポストによる常時観測
- 学校、幼稚園や保育所等のモニタリング
- 県内工業製品等の測定の技術支援
- WEBサイトでの速やかな公表

2 放射性物質濃度のモニタリング

- 食べ物・飲み物及びその環境
 - 水道水や食品・農林水産物の測定
 - 野生鳥獣肉の測定
 - 学校給食モニタリング
 - 市町村の住民持込測定への支援
 - 土壌、牧草及びきまの原木の測定
 - WEBサイトでの速やかな公表
- その他
 - 港湾の海水の測定
 - 工業用水、浄水発生土や下水道汚泥の測定
 - 学校プール水や県民利用施設の測定
 - 測定結果の速やかな公表

第2 汚染・風評被害への十分な対応

1 金融・経営支援など

- 中小企業への総合的な金融支援
- 農林水産業への経営支援
- 農林水産業の事業活動再開への支援
- 輸出関連の海外PRへの助成
- 海外での商談や放射性物質測定への支援

2 技術支援など

- 農林水産物、土壌や資材の放射線の測定
- 放射能低減のための栽培等への技術支援

第3 汚染物・廃棄物の速やかな処理

<8,000Bq/kg以下の農林業系廃棄物>

- 処理方法の助言と処理計画策定支援
- 住民説明会への積極的支援
- 国の補助制度の市町村に対する助言

<指定廃棄物>

- 国と市町村との協議の場の設定
- 住民理解促進に向けた市町村との協力

<除去土壌等>

- 国からの情報の相互共有
- 協議による適切な処理の促進

第4 損害への対応

- 損害賠償制度等の説明会の開催
- 弁護士による個別無料相談会の開催
- みやぎ県民会議の開催

第5 正しい知識の普及・啓発

- WEB等の活用や報道機関との連携による放射線等の検査結果等に関する迅速な提供
- セミナーや出前講座の開催、各種広報媒体による正しい知識の普及・啓発
- 放射線等に関する相談窓口等の設置

事故被害対策の現状・課題及び評価

全体的な現状と課題・評価

- 生活環境にかかる影響は、震災以前の状況に戻りつつあるものの、
 - 自然環境での放射性物質汚染の未解決
 - 一部の諸外国・地域での輸入規制の継続
 - 見通しの立たない汚染廃棄物や除去土壌等の処分
 - 民間事業者等への損害賠償が道半ば
 - 風評や放射線に対する不安・懸念の課題が残されており、今もなお、震災以前の状況に戻ったとはいえない状況
- 「東京電力福島第一原子力発電所事故対策みやぎ県民会議」におけるアンケート結果における基本方針の評価（以下「みやぎ県民会議の評価」）
 - ⇒ 目標の達成度についての評価は低い
 - ⇒ 基本方針の目標は維持すべきとの回答が8割を占める

個別取組方針ごとの現状と課題・評価

第1 放射線・放射能の監視・測定

<現状と課題>

- 放射線量率⇒ 生活環境の空間放射線量率は、大きく低減し、ほぼ震災前の状況
- 放射能⇒ 事故後10年経過した今でも、自然の林産物や野生鳥獣肉から食品衛生法の基準（100Bq/kg）の超過が見られる

※みやぎ県民会議の評価

「十分である」「概ね十分である」の回答が併せて9割

第2 汚染・風評被害への十分な対応

<現状と課題>

- 震災地域産（福島県、宮城県等）の食品に対して消費者の購入意欲は概ね回復したが、まだ一定割合はためらう
- 一部の諸外国・地域では、未だに輸入規制がされている

※みやぎ県民会議の評価

「十分である」「概ね十分である」の回答が併せて7割

第3 汚染物・廃棄物の速やかな処理

<現状と課題>

- 農林業系廃棄物の本格処理が開始されたが、完了まで長期間を要する見込み
- 指定廃棄物の処理については、方針が決まらず見通しは立っていない
- 除染作業により生じた除去土壌等について、国からの処分基準が示されないため、関係市町が仮置場で一時保管を継続

※みやぎ県民会議の評価

「どちらともいえない」「やや不十分である」「不十分である」の回答が併せて過半数

第4 損害への対応

<現状と課題>

- 大半は東京電力に賠償請求は行っているが、損害への賠償は完全には終わっていない

※みやぎ県民会議の評価

「十分である」「概ね十分である」の回答が併せて7割

第5 正しい知識の普及・啓発

<現状と課題>

- 県外・海外の風評は完全に払拭されていない
- 県民の不安や関心は収束に向かっているものの、ゼロにはなっていない

今後の方向性

目標の設定

- 現基本方針の目標「震災以前の安全・安心なみやぎの再生」は達成されていない
 - 東日本大震災からの真の復興には、福島原発事故の課題を乗り越えなければならない
- ⇒ 目標は現基本方針を踏襲する
⇒ 副題として「原発事故被害の収束・解消に向けて」とする

目標達成に向けた取組の考え方

課題①
自然環境での放射性物質汚染の未解決

課題③
⇒放射性物質を含む汚染廃棄物の処理に対する不安が見られることから、解決が困難である一方、復興の完遂のため、強く解決を求められている問題である。

課題②
一部の諸外国・地域での輸入規制の継続

課題②、課題④
⇒事故から10年を経過した現在も被害を受けているという事実を踏まえ、事業者に対する支援という視点で、総合的に対策を講じていく必要がある。

課題③
見通しの立たない汚染廃棄物や除去土壌等の廃棄物処分

課題①、課題⑤
⇒自然環境すべてを除去することは不可能であることから、モニタリングを継続して常に状況を把握するとともに、その測定データを、誠実かつ迅速に、県内外または国内外を問わず提供し、放射線・放射能に関する正しい知識を様々な手段で普及・啓発していく必要がある。

課題④
不十分な民間事業者等への損害賠償

⇒これらの課題に対応するためには、国や東京電力への要望や、県内団体との情報共有、意見調整を図る会議の運営など共通の基盤となる取組も必要である。

課題⑤
風評や放射線に対する不安・懸念

基本方針の改訂概要

目標

震災以前の安全・安心な
みやぎの再生
～原発事故被害の収束・解消に向けて～

個別取組方針及び主な内容

第1 放射性物質に汚染された廃棄物等の処理の促進

1 放射性物質に汚染された廃棄物の処理

- 指定廃棄物の処理
- 8,000Bq/kg以下の農林業系廃棄物の処理
- 浄水発生土の処理

2 除染に伴い生じた土壌及び廃棄物の処理

- 除去土壌の処理
- 除染廃棄物の処理
- 汚染状況重点調査地域の解除

第2 被害を受けた事業者等への支援

1 損害に対する確実な賠償請求

- 民間事業者等への損害賠償請求支援
- 市町村等への損害賠償請求支援
- 県としての損害賠償請求

2 風評被害への対策

- 風評被害を受けている中小企業への個別支援
- 県内産農林水産物のイメージアップ
- 諸外国・地域からの風評への対応

3 技術的支援

- きのみやぎの生産にかかわる技術的支援
- 農産物の吸収抑制対策支援
- 汚染福わら等の一時保管施設管理の支援

第3 不安解消及び風評の発生防止

1 空間放射線量率のモニタリング

2 放射性物質濃度のモニタリング

- 食べ物、飲み物及びその環境
- 産業活動等

3 正しい知識の普及・啓発

第4 その他原発事故被害収束への取組

1 県民一丸となった取組体制の構築

2 福島第一原子力発電所に関する状況の随時把握

3 国や東京電力に対する要望・要請